

物価等高騰対策として、[水道料金の基本料金を減免](#)します。  
[羽曳野給水以外の世帯には支援金を交付](#)します。

## ☆水道料金の基本料金の減免について。

物価等の高騰により市民の経済的負担が増えている状況を踏まえ、物価等高騰対策の一つとして、水道料金の基本料金を減免します。

### 【減免内容】

水道料金の基本料金(635 円＋消費税／月)を次のとおり減免します。

- ・令和7年9月～令和7年12月の検針に係る請求…4か月分の水道料金の基本料金を免除(最大 2,794 円)
  - ・令和8年1月～令和8年2月の検針に係る請求…2か月分の水道料金の基本料金を半額(最大 698 円)
- 合計5か月分(最大 3,492 円)の減免となります。

(例)使用水量が 20 m<sup>3</sup>の場合の水道料金

9 月検針分…1,969 円⇒572 円(▲1,397 円)

11 月検針分…1,969 円⇒572 円(▲1,397 円)

1 月検針分…1,969 円⇒1,271 円(▲698 円)

### 【注意事項】

- ・減免実施期間中の「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」には、減免後の水道料金が記載されます。
- ・当事業は申請不要です。減免金額を差し引いた額で請求させていただきます。
- ・減免されるのは水道料金の基本料金のみになります。水道料金の従量分や下水道使用料は減免されません。
- ・下水道の契約がない方で、使用水量が基本料金の範囲内の方については、請求金額が0円となり、納付書は発行されません。
- ・当事業について、水道局から訪問したり、銀行やコンビニの ATM へ誘導したりすることはありません。そのような事例は詐欺の疑いがありますので、ご注意ください。

## ☆支援金の交付について。

他の水道事業者(藤井寺水道センター等)との給水契約を結んでいる方には支援金を交付します。

### 【事業内容】

令和7年9月から令和8年2月までの期間において、羽曳野市内に住所を有する方、または事務所等がある事業者で、次の㉠㉡どちらかに該当する方

㉠羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる方

㉡羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる集団住宅に居住されている方

### 【支援金額】

最大 3,492 円(月間基本料金 635 円×5か月分+消費税分)

### 【申請期間】

令和7年10月1日(水)～令和8年3月2日(月)

※令和8年3月3日(火)以降の申請は一切受付できませんので、ご注意ください。

### 【支給時期・支給方法】

令和8年3月中に口座振込にて支給

## 【申請方法・必要書類】

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 別館4階

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

上記宛てに次の必要書類一式を提出してください。(郵送・窓口どちらも可※)

※郵送申請の場合は、封筒に「支援金申請書在中」とご記入ください。

※窓口申請の場合は、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)をご持参ください。

### ①申請書

②振込先金融機関口座を確認できる資料(通帳・キャッシュカードなど)のコピー

③羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる方…他の水道事業者から給水を受けていることが確認できる資料(検針票など)のコピー※

④羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる集団住宅に居住されている方…ガス電気等の検針票のコピー※

※使用期間に令和7年9月1日を含む資料を提出してください(使用期間が令和7年7月10日～令和7年9月10日の検針票など)。

※令和7年9月1日以降に使用開始された方は、使用開始日の確認できる資料を提出してください。

9月中に対象と思われる方に申請書等を送付させていただきます。また、10月1日以降に当ホームページ内でダウンロードできるようにいたしますので、送付の無かった方や再発行が必要な方はそちらをご利用ください。

## 【注意事項】

・申請内容について確認・審査を行い、不備がなければ振込日等を記載した支給決定通知を送付させていただきます。

・不備のあった場合等には申請書にご記入いただいた連絡先にお電話をおかけする場合がありますので、日中でも応答できる電話番号をご記入ください

【その他】

減免・支援金の両事業ともに、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施いたします。

【お問い合わせ先】

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

TEL072-958-1111（内線）5021/5022/5023

羽曳野市水道局総務課 総務担当

TEL072-958-1111（内線）5013/5020